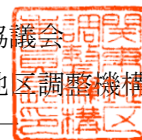


一般社団法人 東京都病院薬剤師会
会長 林 昌洋 殿

一般社団法人 薬学教育協議会
病院・薬局実務実習関東地区調整機構
委員長 吉山 友二



2020 年度第Ⅱ期以降の実務実習の対応について

謹啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は関東地区調整機構の事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

実務実習を関東地区調整機構として、Ⅱ期以降の薬局・病院実習のミニマムスタンダードな実務実習スケジュールを関東地区内の大学・施設および関連団体にお示し、関東 23 大学が統一感をもって対応したいと考えております。

今後の状況を考慮して、施設の負担が生じないこと、実習できない学生が生じないこと、学生間で不公平が生じないこと、臨床実習の意義が失われないことなども考慮の上、緊急事態宣言解除を前提としたⅡ期以降の実務実習の実施における対応をまとめさせていただきました（添付資料）。

皆様におかれましては、何卒、ご理解いただき、今後も本機構の事業にご協力のほどよろしくお願い致します。

謹白

令和2年5月14日

病院・薬局実務実習関東地区調整機構

委員長 吉山 友二

緊急事態宣言解除を前提としたⅡ期以降の実務実習の実施における対応について

新型コロナウイルス感染拡大の収束時期が推測できず、緊急事態宣言の解除時期も明確でなくⅡ期以降の実務実習についても不確定な状況です。病院実習においては、医療体制の崩壊が懸念され、実務実習の受け入れが困難な状況を生じております。

そのような状況の中、4月30日付けで、全国薬科大学長・薬学部長宛てに日本薬学会および薬学教育協議会の連名にて「実務実習への対応に関するご連絡」が発信されました。引き続き、5月1日付けの「実務実習(病院実習)への対応に関するご連絡」が発出されました。

これを受け、Ⅱ期以降の実務実習の進め方について大学と施設の協議が必要となっております。しかし、各大学で独自に対応することにより、実習施設に多大な混乱と過剰なご負担をお掛けすることが懸念されます。

実務実習を関東地区調整機構として、Ⅱ期以降の薬局・病院実習のミニマムスタンダードな実務実習スケジュールを関東地区内の大学・施設および関連団体にお示し、関東23大学が統一感をもって対応したいと考えております。

今後の状況を考慮して、施設の負担が生じないこと、実習できない学生が生じないこと、学生間で不公平が生じないこと、臨床実習の意義が失われないことなども考慮の上、Ⅱ期以降の実務実習の対応をまとめさせていただきました。つきましては、大学、実習施設ならびに各都県薬剤師会・病院薬剤師会におかれましては、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

1. 病院実務実習について

病院は薬局に比べて他大学と一緒に指導頂く施設が格段に多い状況です。そのため、第Ⅱ期の実習に関する関東地区としてのミニマムスタンダードな実務実習スケジュールがないと大混乱することが懸念されます。

そこで、病院実習に関しては、日本病院薬剤師会提案の「病院実習スケジュール変更案」を基本として、以下のスケジュールにて行うこととします。

なお実施に当たっては、実習施設の要望を優先して、実習施設と大学で十分な協議を行い、いずれかを選択する。複数の大学の学生がいる場合は、大学間の協議も十分に行う。

さらに実習期間の短縮が生じた場合は、遠隔実習あるいは大学での補講、実習期間中での実習内容の補填(実習時間の延長等)、他の期間での補填等での対応を考慮する。

1) II期から予定通り開始できるという病院施設

緊急事態宣言が解除された段階で実習を開始し、予定されたスケジュールで実施する。(実習期間の短縮も考慮)

2) II期からの実施が困難な病院施設(日病薬;第7案あるいは第8案)

II期: 8月24日～10月25日あるいは8月24日～10月18日

III期: 11月9日～翌年1月17日あるいは11月2日～12月27日

IV期: 翌年2月1日～翌年4月4日あるいは翌年1月18日～3月14日

2. 薬局実務実習について

基本的に、予定された実務実習スケジュールで実施しますが、緊急事態宣言の解除の時期に応じて、以下のように行います。短縮された期間が生じた場合は、遠隔実習あるいは大学での補講、実習期間中での実習内容の補填(実習時間の延長等)、他の期間での補填等での対応を考慮する。

1) 緊急事態宣言が 5月31日以前に解除された場合

II期は、5月25日～8月9日、III期は予定通りの開始

ただし、施設の状況によっては開始の遅れ、実習期間短縮もありうる。

2) 緊急事態宣言が 5月31日に解除された場合

II期は、6月1日～8月9日、III期は予定通りの開始

ただし、施設の状況によっては開始の遅れ、実習期間短縮もありうる。

3) 緊急事態宣言が 5月31日までに解除されない場合

II期は、緊急事態宣言解除の翌平日から8月9日まで、III期は予定通りの開始

実施に当たっては、実習施設の要望を優先して、実習施設と大学で十分な協議を行い、本機構から発信した「新型コロナウイルス感染症に係るII期以降の実務実習に関する基本方針とお願い」に基づき対応する。

3. その他

実習日程の変更に際し、ITシステムのWeb日誌は対応できるのかを確認する。必要であれば、当初の予定のまま、日にちを読みかえて使うなどの対策を講じる。

本対応については令和2年5月14日現在のものであり、今後の状況を鑑み変更の可能性もある旨を申し上げます。

以上